

議員提出議案第1号

羽曳野市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び羽曳野市議会会議規則（昭和56年羽曳野市議会規則第3号）第13条第1項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出いたします。

令和3年6月4日

羽曳野市議会

議長 松井康夫 殿

提出者

羽曳野市議会議員

笹井喜世子

笠原由美子

竹本真琴

花川雅昭

金銅宏親

渡辺真千

黒川実

提 案 理 由

本会議や委員会への欠席事由として育児、看護、介護等を明文化するとともに、出産について産前・産後期間にも配慮した規定の整備を行うほか、市議会に対する請願に係る署名押印の見直しを行うため、この規則を制定しようとするものであります。

羽曳野市議会会議規則の一部を改正する規則

令和 年 月 日

羽曳野市議会規則第 号

羽曳野市議会会議規則(昭和56年羽曳野市議会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第90条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に、「届出なければ」を「届け出なければ」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第138条第1項中「、請願者の住所及び氏名(法人の場合にはその名称及び代表者の氏名)を記載し、請願者が押印」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「請願を」を「前2項の請願を」に改め、同項を第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

羽曳野市議会会議規則 新旧対照表

新	旧
<p>(欠席の届出)</p> <p>第 2 条 議員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、出産のため出席できないときは、<u>出産予定日の 6 週間(多胎妊娠の場合にあつては、14 週間)前</u>の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p> <p>第 3 条～第 89 条 省略</p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第 90 条 委員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 委員は、出産のため出席できないときは、<u>出産予定日の 6 週間(多胎妊娠の場合にあつては、14 週間)前</u>の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</p> <p>第 91 条～第 137 条 省略</p> <p>第 3 章 請願 (請願書の記載事項等)</p> <p>第 138 条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、<u>請願者が署名又は記名押印</u>をしなければならない。</p> <p>2 <u>請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印</u>をしなければならない。</p> <p>3 <u>前 2 項の請願</u>を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第 2 条 議員は、<u>事故</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、出産のため出席できないときは、<u>且数を定めて</u>、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p> <p>第 3 条～第 89 条 省略</p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第 90 条 委員は、<u>事故</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に<u>届出</u>なければならない。</p> <p>2 委員は、出産のため出席できないときは、<u>且数を定めて</u>、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</p> <p>第 91 条～第 137 条 省略</p> <p>第 3 章 請願 (請願書の記載事項等)</p> <p>第 138 条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、<u>請願者の住所及び氏名(法人の場合にはその名称及び代表者の氏名)</u>を記載し、<u>請願者が押印</u>をしなければならない。</p> <p>2 <u>請願</u>を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>以下省略</p>